

津市監査委員告示第4号

市長等が監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づく通知があったので、その要旨を次のとおり公表する。

令和6年6月3日

津市監査委員	小	津	直	久
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	安	井	広	伸
津市監査委員	渡	邊	晃	一

別紙のとおり

1 平成24年3月2日付け監査委員告示第1号公表分

商工観光部

商業振興労政課（株式会社津センターパレス）

監査の結果 (措置が講じられた部分に限る。以下同じ。)	有価証券の減損処理の要否について（出資） 株式会社津センターパレスが第34期の決算に係る貸借対照表に固定資産として計上している関係会社の発行株式（3,400万円）について、取得原価により計上しているが、当該関係会社の決算公告を見ると、資本の欠損という憂慮すべき経営状況にあることから、有価証券の価額が著しく低下した場合に帳簿上の取得価額を決算時の時価又は実質価額に修正して損失を計上する「減損処理」の要否を判定の上、その結果を踏まえ、適切な会計処理に努められたい。
措置の内容	関係会社（株式会社津センター）は、令和4年12月13日に破産手続きを開始し、令和5年3月25日に破産手続廃止の決定確定がなされた。 それに伴い、株式会社津センターパレスは貸倒損失及び有価証券の特別損失が発生したものの、同時に発生した敷金債務免除益と相殺を行い、利益計上となった。 ホテルの開業をうけ、株式会社津センターパレスの収支は、より改善される見通しであるが、株主として今後も、経営状況をしっかりと注視していく。

2 令和2年2月20日付け監査委員告示第1号公表分

上下水道管理局

営業課（下水道局下水道総務課（当時））

監査の結果	未収金対策について 下水道使用料の未収金については、強制徴収公債権であるにもかかわらず滞納処分をした事例はなく、漫然と消滅時効の完成による不納欠損処分を行っている。 収入を確保し使用者間の公平性を確保する観点から、特に資力がありながら未納となっている滞納者には、
--------------	--

	法令に基づいて厳正に対処し、実効性のある未収金対策に取り組まれない。
措置の内容	下水道使用料については、特別滞納整理推進室の助言の下、債権差押、不動産差押を執行した。引き続き、積極的な財産調査、弁護士法律事務所（津市水道料金未収金管理回収業務委託）と連携し実効性のある未収金徴収の取り組みを進める。

3 令和5年2月16日付け監査委員告示第1号公表分

白山総合支所

地域振興課

監査の結果	行政財産の使用許可及び使用料の減免手続について農業関連団体が無償で白山農民研修所の事務室を使用しているが、行政財産の使用許可及び使用料の減免に係る手続がされていないことから、所要の措置を講じられたい。
措置の内容	白山町土地改良区から、令和5年11月1日付けで行政財産使用許可申請書（令和5年4月1日～令和6年3月31日）が提出され同日付けで、使用許可書を交付した。令和6年度の使用許可申請については、令和6年4月1日付けで申請書の提出があり、同日付けで許可書を交付した。

4 令和5年8月23日付け監査委員告示第4号公表分

(1) 商工観光部

観光振興課（津の海おもてなし協議会）

監査の結果	所得税等の源泉徴収について 御殿場海岸海水浴場において、遊泳期間中の救護に当たる看護師に対し、日額単価により、従事日数に応じた報償費を支払っているが、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収していなかった。 任意団体であっても、所得税法上の源泉徴収義務者となることから、適正な源泉徴収事務を行われたい。
-------	---

措置の内容	令和５年６月９日に給与支払事務所等の開設届を津税務署に提出し、同年９月１１日に、報償費に係る源泉徴収税を津税務署に支払った。 また、同年１２月４日に、従事した看護師に源泉徴収票を送付した。
-------	--

(2) 久居総合支所

地域振興課（久居まつり実行委員会）

監査の結果	文書郵送料の市費負担について 久居まつり実行委員会の業務において必要となる文書の郵送について、令和２・３年度は事業を中止・規模縮小したため郵送した文書はなかったが、令和４年度は秋のまつりに係る市議会議員への案内通知について、市の業務として取り扱い、市が文書郵送料を負担していた。 今後は、市の業務と団体の業務を明確に区別し、団体が負担すべき費用を市が負担することがないように徹底されたい。
措置の内容	実行委員会が発送する文書については、実行委員会の負担で行うこととし、市の業務と実行委員会事務局の業務を分け、適正な補助事業の執行と会計処理を徹底する。

(3) 美里総合支所

地域振興課（長野川流域環境保全協議会）

監査の結果	所得税等の源泉徴収について 協議会は、市が委託している美里水源の森維持管理に係る見回り業務等に対する賃金、イベントにおける各種労務費及び講師謝金を支払っているが、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収していなかった。任意団体であっても、所得税法上の源泉徴収義務者となることから、適正な源泉徴収事務を行われたい。
措置の内容	長野川流域環境保全協議会に対し適正な源泉徴収事務を行うよう指導を行った。

	当該協議会から、監督官庁と相談の上、令和５年度から徴収すべき所得税及び復興特別所得税を源泉徴収するよう改善した旨の報告を得た。
--	---

(4) 美杉総合支所

地域振興課（津市森林セラピー基地運営協議会）

監査の結果	所得税等の源泉徴収について 津市森林セラピー基地運営協議会内部規程に基づき、森林セラピスト・森林セラピーガイドに対し、イベント実施の都度、役割に応じた単価の報酬を支払っているが、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収していなかった。任意団体であっても、所得税法上の源泉徴収義務者となることから、適正な源泉徴収事務を行われたい。
措置の内容	津市森林セラピー基地運営協議会に対し適正な源泉徴収事務を行うよう指導を行った。 当該協議会から報告があり、令和５年度から徴収すべき所得税及び復興特別所得税を源泉徴収している。

(5) 教育委員会事務局

生涯学習課（津市子ども会育成者連合会）

監査の結果	所得税等の源泉徴収について 子ども会大会における体験活動の講師として個人に謝金を支払っているが、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収していなかった。 任意団体であっても、所得税法上の源泉徴収義務者となることから、適正な源泉徴収事務を行われたい。
措置の内容	講師に謝金を支払う場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行うこととし、令和５年度分については、令和６年３月２６日に津税務署に納付を行った。

5 令和６年２月１６日付け監査委員告示第１号公表分

(1) 農林水産部

水産振興室

監査の結果	津市公印規則の遵守について
-------	---------------

	令和５年度種苗養殖・放流事業補助金については、津市事務専決規程第５条の規定に基づき、部次長決裁により１５０万円の交付決定をしていた。 当該補助金交付決定通知書に使用する公印は、津市公印規則第３条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印を使用していた。 今後は、このようなことがないよう、同規則を遵守されたい。
措置の内容	津市公印規則を遵守し、複数の担当者による確認を徹底することとし、適正な事務処理に努める。

(2) 一志総合支所
地域振興課

監査の結果	津市公印規則の遵守について 令和５年度の津市とことめの里一志清掃業務委託については、津市支所及び出張所処務規程第９条の規定に基づき、副総合支所長決裁により１８４万８，０００円の契約を締結していた。 当該契約書に使用する公印は、津市公印規則第３条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印を使用していた。 今後は、このようなことがないよう、同規則を遵守されたい。
措置の内容	津市公印規則を遵守し、複数の担当者による確認を徹底することとし、適正な事務処理に努める。

(3) 教育委員会事務局
ア 教育研究支援課

監査の結果	特色ある学校プロジェクト事業における適正な所得税等の源泉徴収について 特色ある学校プロジェクト事業については、市内５０小学校の特色ある学校プロジェクト事業推進委員会（以下「委員会」という。）に対し、地域の特色を生
-------	--

	かした教育活動に係る実施業務と学校の自主性自立性ある教育活動に係る実施業務を、各委員会が主体となって計画立案する委託方式となっているが、令和４年度に各委員会が実施した体験学習等の講師に対する報償金について、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収がなされていなかった。 所得税法上の源泉徴収義務者は各委員会となるものの、市が業務を委託し、実績報告書の提出を求めて講師報償金の領収書を確認しているのであるから、市は各委員会に対し、所得税等の源泉徴収について指導すべき立場にある。 当該事業において、講師報償金に係る所得税等の源泉徴収が適正に行われるよう対応されたい。
措置の内容	令和６年３月１日に、実施主体に対し事務取扱説明会を開催し、源泉徴収を適正に行うよう指導した。 また、実施主体との令和６年度事業に向けた事前協議においても、源泉徴収事務の適正な執行について指導した。

イ 人権教育課

監査の結果	人権教育プロジェクト事業における適正な所得税等の源泉徴収について 人権教育プロジェクト事業については、市内２０中学校区の人権教育校区連絡会（以下「連絡会」という。）に対し、市が指定する人権教育に関する業務を、各連絡会が主体となって計画立案する委託方式となっているが、令和４年度に各連絡会が実施した人権教育研修講師に対する謝金について、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収がなされていなかった。 所得税法上の源泉徴収義務者は各連絡会となるものの、市が業務を委託し、実績報告書の提出を求めて研修講師謝金の領収書を確認しているのであるから、市は各連絡会に対し、所得税等の源泉徴収について指導
-------	--

	すべき立場にある。 当該事業において、研修講師謝金に係る所得税等の源泉徴収が適正に行われるよう対応されたい。
措置の内容	令和6年3月1日に、実施主体に対し事務取扱説明会を開催し、源泉徴収を適正に行うよう指導した。 また、実施主体との令和6年度事業に向けた事前協議においても、源泉徴収事務の適正な執行について指導した。

ウ 生涯学習課

監査の結果	(ア) 津市教育委員会事務局処務規程の遵守について 令和4年度津市青少年育成市民会議活動補助金について、交付確定の額が135万3,000円であるため、津市教育委員会事務局処務規程第5条において準用する津市事務専決規程第5条の規定に基づき、部次長決裁（100万円以上300万円未満）とすべきところ、担当副参事決裁となっていた。 今後はこのようなことがないように、同規程を遵守されたい。
措置の内容	令和5年度津市青少年育成市民会議活動補助金の交付決定時以降、津市教育委員会事務局処務規程第5条において準用する津市事務専決規程第5条の規定に基づく専決区分(部次長決裁)とし、同規程を遵守している。

監査の結果	(イ) 放課後子供教室推進事業における適正な所得税等の源泉徴収について 放課後子供教室推進事業については、市内5小学校区の団体に対し、放課後子供教室の運営に関する業務を委託しているが、令和4年度に各団体が支出した協働活動サポーター等に対する謝金について、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収がなされていなかった。 所得税法上の源泉徴収義務者は各団体となるものの、
-------	---

	市が業務を委託し、実績報告書の提出を求めて謝金の支出を確認しているのであるから、市は各団体に対し、所得税等の源泉徴収について指導すべき立場にある。 当該事業において、謝金に係る所得税等の源泉徴収が適正に行われるよう対応されたい。
措置の内容	令和6年5月15日に開催した放課後子供教室情報交換会において、実施主体に対し、源泉徴収事務の適正な執行について指導した。